当法人は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項各号に 掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業 務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力 を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者の ある法人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号) 第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑 法」という。)第12条に規定する懲役若しくは旧刑法第13条に規定する 禁錮に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 起算して2年を経過しない者
 - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる 行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - へ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない者

千葉県公安委員会 様

年 月 日

主たる事務所の所在地 法 人 名 称 代 表 者 の 氏 名